

役員会（平成19年度第5回）議事要旨

1. 日 時 平成19年9月27日（木）10:00～11:03

2. 場 所 事務局3階 会議室

3. 出席者 安田学長（議長）、
千原理事、五十嵐理事、村井理事

陪席者 佐藤教育研究支援部長、宗近経営企画部長、長川企画総務課長、中條学生課長、奥田研究協力課長、大野学術情報課長、小林人事課長、河野会計課長、荒井施設課長、辰巳企画総務課課長補佐、大下企画総務課課長補佐、石井企画総務課秘書係長、松山企画総務課企画・法規係長、森下企画総務課企画・法規係員

4. 議 事

（前回議事要旨の確認）

「役員会（平成19年度第4回）議事要旨（案）」について、原案どおり承認された。

（審議事項）

（1）基本規則の一部改正について

五十嵐理事から、教育研究評議会評議員である基本規則第22条第3項第4号の「各副研究科長」を「各学内共同教育研究施設長」に改正したい旨の説明が行われ、審議の結果、原案どおり承認された。この結果、先端科学技術研究調査センター長が、評議員として加わることとなった。

（2）物質創成科学研究科とデブレンチェン大学物理学研究科（ハンガリー共和国）との学術交流協定期間更新に関する覚書について

小笠原理事から、物質創成科学研究科とデブレンチェン大学物理学研究科（ハンガリー共和国）との学術交流協定に関する覚書を期間更新したい旨説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

併せて、小笠原理事から今後は、一方向的な交流だけではなく、相互交流となるように、交流協定の実質化を図りたい旨の説明がなされた。

（報告事項）

（1）人事院勧告について

五十嵐理事から、人事院勧告の「給与勧告の骨子」について報告があり、国会で承認された後、この骨子に基づき事務手続きを進め、役員会に諮ることが確認された。

（2）国家公務員の育児休業法の一部改正等について

五十嵐理事から、育児休業法が一部改正されたことを受け、本学の女性教員の子育て支援方を念頭に、規定化作業を進めている旨の報告があり、今後、役員会に諮ることが確認された。また、「国家公務員の自己啓発等休業に関する法律」が施行されたことに伴い、休業中の補償について検討したうえ、規定（案）を作成し、役員会に諮ることが確認された。

(3) 平成18事業年度財務諸表の承認について

五十嵐理事から、平成18事業年度財務諸表の概要について、9月11日に文部科学大臣による承認を受けた旨の報告があった。また、他大学と比較した財務指標について、併せて説明が行われた。

(4) 平成20年度概算要求等について

五十嵐理事から、平成20年度概算要求の概要について報告があった。また、9月19日に開催された「国立大学法人の財務等に関する説明会配付資料」に基づき、報告が併せて行われた。

(5) 平成19年度外部資金の受入れについて(9月報告分)

千原理事から、平成19年度外部資金の受入れ状況について7月26日から9月20日までに共同研究の受入れ19件(34,374,000円)、受託研究の受入れ10件(162,649,600円)、共同研究の変更6件(4,366,000円)及び寄付金の受入れ11件(7,520,000円)があった旨の報告が行われた。

以 上